

権利の登記に関する契約書

金 _____ 円

埼玉県が施行する（路線・河川名等） _____ 地内 _____ 工事に必要な土地及びその対償地について、工事のために必要な土地の所有者を甲とし、司法書士 _____ を乙とし、埼玉県を丙として、下記条項により登記に関する契約を締結する。

記

（契約の主旨）

- 第1条 甲は、甲が事業用地として売り渡す別表第1に掲げる土地（以下「事業用地」という。）に設定されている抵当権を抹消し、甲が対償地として取得する別表第2に掲げる土地（以下「代替地」という。）に抵当権を設定する登記（以下「設定登記等」という。）の申請に関する手続等（以下「申請業務」という。）を乙へ依頼し、乙は、登記権利者及び甲（以下「申請人」という。）の代理人として申請業務を行うものとする。
- 2 頭書の金額は、下記内訳による丙の甲に対する代替地取得に係る損失補償金とする。
設定登記等報酬額 金 _____ 円
登録免許税金 _____ 円
- 3 丙は、申請業務の報酬として、前項の金額を乙に支払うものとする。

（申請業務の内容）

- 第2条 乙は、申請人が事業用地に係る抵当権の抹消登記及び代替地に係る抵当権の設定登記を受けるための管轄登記所への申請から登記完了後の登記済証の受領までの手続を代行し、登記完了後に登記済証を丙の確認を得たうえで登記権利者に提出するとともに、代替地の登記事項証明書を甲及び丙に提出するものとする。
- ただし、不動産登記法第18条第1号に基づく電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請をすることができる登記所として法務大臣の指定を受けた登記所（以下「オンライン庁」という。）に対し設定登記等の申請を行う場合においては、乙は、管轄登記所への申請から登記完了後の登記識別情報の受領までの手続を代行し、登記識別情報受領後、登記権利者に速やかに当該登記識別情報を送付するとともに、代替地の登記事項証明書を甲及び丙に提出するものとする。
- 2 前項の提出期限は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日とする。

(申請業務以外の業務)

第3条 甲は、事業用地及び代替地の設定登記等の前提として、分筆及び登記名義人表示変更等の登記並びに農地法の許可等(以下「前提登記等」という。)が必要となるときは、遅滞なく前提登記等を完了させるものとする。

(必要書類の提出)

第4条 甲は、乙が申請業務を行うために必要な関係書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(補償金の支払)

第5条 乙は、甲が前提登記等を完了させ、及び前条の規定により関係書類を提出したときは、頭書の金額のうち前金として金_____円の支払を丙に請求することができる。

2 乙は、第2条第1項の規定により登記済証(オンライン庁に設定登記等の申請を行った場合においては登記識別情報)及び代替地の登記事項証明書を提出したときは、頭書の金額(前項の規定による前金払をしたときは、その残金)の支払を丙に請求することができる。

3 丙は、乙から前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 丙は、甲が前提登記を完了することができないことにより、乙が第2条第2項に規定する期限までに申請業務を完了することができないときは、この契約を解除することができる。

2 丙は、乙が設定登記等の申請を行うまでの間は、前項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

(契約外の事項)

第7条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書3通を作成し、甲、乙、丙署名（法人については、記名によることができる。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

_____年 ____月 ____日

甲 住 所 _____

氏 名 _____ 印

乙 住 所 _____

氏 名 _____ 印

丙 住 所 _____

氏 名 _____ 印

〔別表1〕

事業用地の表示

市 町 村	大 字	字	地 番	公 簿 地 目	地 積 (m ²)		摘 要
					公 簿	対 象	
計							

〔別表2〕

代替地の表示等

市 町 村	大 字	字	地 番	公 簿 地 目	地 積 (m ²)		摘 要
					公 簿	対 象	
計							

申 請 人	住 所	氏 名	摘 要
登記義務者			
登記権利者			